

資料 1

令和 5 年 壱岐市議会定例会 6 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

報告第 3 号関係	
壱岐市税条例新旧対照表	1
報告第 4 号関係	
壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表	1 4
議案第 3 3 号関係	
壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表	2 3
議案第 3 4 号関係	
壱岐市税条例新旧対照表	2 4
議案第 3 5 号関係	
壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表	2 5
議案第 3 6 号関係	
壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する 基準を定める条例新旧対照表	2 6
議案第 3 7 号関係	
壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	2 8

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第45条まで (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>第46条の2から第47条の6まで (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日か</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第45条まで (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>第46条の2から第47条の6まで (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日か</p>	

ら納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16（略）

第49条（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4（略）

第51条から第97条まで（略）

ら納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16（略）

第49条（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4（略）

第51条から第97条まで（略）

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

第99条から第100条の2まで (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

第102条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第7条の4まで (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

第9条及び第9条の2 (略)

い。

第99条から第100条の2まで (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

第102条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第7条の4まで (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

第9条及び第9条の2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

- 1 2 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 3 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 4 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 5 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 6 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 7 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 8 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 9 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 2 0 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 2 1 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 2 2 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 2 3 (略)
- 2 4 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

- 1 2 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 3 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 4 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 5 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 1 6 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 7 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 8 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 1 9 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 2 0 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 2 1 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 2 2 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 2 3 (略)
- 2 4 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で
定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～10 (略)

1 1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費

2～10 (略)

1 1 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとするものは、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

1 2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費

用

(6) (略)

12 (略)

第11条から第15条まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

第15条の3から第15条の5まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の

用

(6) (略)

13 (略)

第11条から第15条まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

第15条の3から第15条の5まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の

属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第16条の3から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第16条の3から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第

1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

以下 （略）

1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

以下 （略）

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の</p>	

うち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とある

うち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」と

のは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

第24条（略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2（略）

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第25条から第27条まで（略）

附 則

1～6（略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703

あるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

第24条（略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2（略）

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第25条から第27条まで（略）

附 則

1～6（略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703

条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条

条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第

の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

10 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

10 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の

の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

15・16 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」とい

4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

15・16 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第

う。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第

3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3

3条の2の2第12項に規定する「条約適用配当等の額」とする。

以下（略）

条の2の2第12項に規定する「条約適用配当等の額」とする。

以下（略）

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(感染症防疫作業等従事手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円）とする。</u></p> <p>以 下 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第81条の8まで (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第81条の8まで (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)</u>第2条第1項に規定する過疎地域内において、<u>離島振興法第20条又は法第24条に規定する事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第3号若しくは第45条第2項の表の第3号又は第12条第3項の表の第1号若しくは第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける者で、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第2条第3号又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第3号の規定の適用を受ける設備に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域内において、同法第24条に規定する事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける者で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第3号の規定の適用を受ける設備に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する

基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略) (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条から第36条まで (略)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型を</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略) (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条から第36条まで (略)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をい</p>	

いう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

第38条から第43条まで (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

以下 (略)

う。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

第38条から第43条まで (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

以下 (略)

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第24条まで (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第24条まで (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	

令和4年度3月31日専決補正予算概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月31日専決補正予算の概要	2~6
3. 繰越明許費	7
4. 基金の状況（見込み）	8~9
5. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が 充てられる社会保障施策に要する経費	10



Takazaki City

令和4年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額	
一 般 会 計		24,651,682	△ 319,177	24,332,505	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,650,813	3,650,813	
		診療施設勘定	49,537	49,537	
		計	3,700,350	3,700,350	
	後期高齢者医療事業特別会計		382,155		382,155
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,733,193		3,733,193
		介護サービス事業勘定	40,043		40,043
		計	3,773,236		3,773,236
	下水道事業特別会計		397,351		397,351
	三島航路事業特別会計		125,672		125,672
	農業機械銀行特別会計		131,814		131,814
合 計		8,510,578		8,510,578	
一般会計、特別会計の合計		33,162,260	△ 319,177	32,843,083	

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	813,797		813,797
	資本的収入	153,882		153,882
	資本的支出	356,190		356,190

令和4年度3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 3 財政管理費	財政管理費	552,130	30,000	582,130	0	0	0	0	30,000	<p>●事業の背景・目的等 経済情勢の変動や災害などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営のため、基金の積み立てを行う。</p> <p>●事業内容 財政調整基金積立金 30,000千円</p>	財政課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 5 財産管理費	財産管理費	197,059	▲ 17,379	179,680	0	0	▲ 36,900	0	19,521	<p>●事業の背景・目的等 公共施設個別施設計画に基づき老朽化施設は更新時期に機能移転し、未利用施設については処分を進めるなど、施設の統合及び有効活用を図る。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・旧かたばる病院関連施設解体工事</p>	管財課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	交通対策費	252,256	▲ 51,510	200,746	0	0	▲ 56,500	▲ 12,200	17,190	<p>●事業の背景・目的等 地域公共交通及び離島航路・航空路線の維持確保を図り、地域の活性化や交流人口の拡大等へとつなげる。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・乗合タクシー運行業務委託 ・地方バス路線維持費補助金 ・離島航空路線確保対策補助金</p>	総務課 P20～21
	ふるさと応援寄附金	1,260,861	▲ 126,304	1,134,557	0	0	0	▲ 120,385	▲ 5,919	<p>●事業の背景・目的等 本事業を通じて「ふるさと応援基金」の増加を図り、香城市総合計画の将来ビジョンを実現するための各種施策を展開していく。</p> <p>●事業内容 事業実績による減</p>	政策企画課 P20～21

令和4年度3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	特定有人国境離島地域 社会維持推進交付金事 業（商工費）	280,396	▲ 50,000	230,396	0	0	0	▲ 46,000	▲ 4,000	●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業または事業拡大を行う者の事 業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域の活性化を図る。 ●事業内容 事業実績による減	商工振興課 P20～21
	特定有人国境離島地域 社会維持推進交付金事 業（農林水産業費）	67,072	▲ 16,100	50,972	0	0	0	▲ 3,300	▲ 12,800	●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和すると ともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品 以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。 ●事業内容 事業実績による減	水産課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	地域情報通信推進事業 費（災害復旧費）	33,000	▲ 17,262	15,738	0	0	▲ 17,263	0	1	●事業の背景・目的等 台風11号・14号により被災した公共施設の早期復旧に努め、安全安心な行政 サービスの提供を図る。 ●事業内容 事業実績による減 ・光ケーブル断線等復旧工事	情報管理課 P20～21
3 民生費 1 社会福祉費 3 老人福祉費	老人福祉事業費	69,630	▲ 1,300	68,330	0	0	0	▲ 1,700	400	●事業の背景・目的等 心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福 祉を図ることを目的に各種事業へ取り組む。 ●事業内容 事業実績による減 ・敬老事業補助金	市民福祉課 P22～23

令和4年度3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	43,351	▲ 3,900	39,451	0	0	0	▲ 3,900	▲ 900	●事業の背景・目的等 中学生、小学生、乳幼児、ひとり親家庭の母、父、寡婦に対し医療費の一部を助成することにより、子育て環境の整備を図り福祉の増進に寄与する。 ●事業内容 事業実績による減	こども家庭課 P22～23
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	母子保健事業費	27,422	▲ 8,500	18,922	0	0	0	▲ 13,401	4,901	●事業の背景・目的等 吾城市保健事業計画に基づいた妊婦一般健康診査や乳幼児の健診・相談・教室の実施、発達障がいやグレーゾーンの子どもの経過観察や育てにくさを感じる親に寄り添う支援として各種事業を実施するとともに、産婦健診を実施し、母体の身体的機能の回復や精神状態の把握を行う。 ●事業内容 事業実績による減 ・母子保健健診業務委託 ・特定不妊治療費助成金	健康増進課 P22～23
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	一般予防対策費	82,194	▲ 3,500	78,694	0	0	2,400	▲ 6,800	900	●事業の背景・目的等 乳幼児期から高齢者までの感染症対策として、安全・安心な予防接種を実施する。 ●事業内容 事業実績による減	健康増進課 P22～23
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	水産業総務費	55,793	▲ 7,900	47,893	0	0	0	▲ 9,025	1,125	●事業の背景・目的等 水産業関係各種団体への負担金等を支出することにより、様々な水産関係団体の運営を支援する。 ●事業内容 事業実績による減 ・磯焼け対策協議会負担金	水産課 P24～25

令和4年度3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	水産業振興費	106,530	▲ 2,330	104,200	0	0	0	▲ 1,843	▲ 487	<p>●事業の背景・目的等 水産業の振興に関して、補助事業を中心とした事業を行うことで漁家経営の安定を図り、担い手不足の解消や所得向上、漁村活性化に寄与する。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・ 磯根資源回復促進事業補助金 ・ 沿岸漁業振興基金積立金</p>	水産課 P24~25
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	商工振興費	58,494	▲ 2,700	55,794	0	0	0	▲ 3,060	360	<p>●事業の背景・目的等 商工業の振興に関して、各種事業への支援を行うことで、商店街の活性化や雇用拡充を図るとともに、地域経済の浮揚と移住・定住の促進へとつなげる。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・ ふるさと就職支援事業補助金</p>	商工振興課 P24~25
6 商工費 1 商工費 4 観光費	観光振興費	31,962	▲ 4,800	27,162	0	0	115	▲ 5,600	685	<p>●事業の背景・目的等 観光振興に関して、各種事業への支援や環境整備を行うことで、観光業の活性化や交流人口の拡大を図るとともに、地域経済の浮揚と移住・定住の促進へとつなげる。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・ 観光案内所設置補助金</p>	観光課 P24~27
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業費	49,488	▲ 1,382	48,106	0	0	▲ 2,800	0	1,418	<p>●事業の背景・目的等 住民の生活・財産を守るため、急傾斜地の整備を計画的に実施し、安全・安心を確保する。</p> <p>●事業内容 事業実績による減</p>	建設課 P26~27

令和4年度3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計										(単位：千円)	
款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 7 住宅費 1 住宅管理費	安全・安心な住環境づくり支援事業	25,388	▲ 2,400	22,988	0	0	0	▲ 1,508	▲ 892	<p>●事業の背景・目的等 住宅の質の向上及び長寿命化を図るとともに、地域経済の活性化及び雇用の安定を図る。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・住宅リフォーム支援事業補助金</p>	建設課 P26~27
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	住宅建設費	88,443	▲ 1,515	86,928	0	0	▲ 1,500	0	▲ 15	<p>●事業の背景・目的等 宕城市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅の有効活用を図る。</p> <p>●事業内容 事業実績による減</p>	建設課 P26~27
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	宕城文化ホール施設整備費	85,336	▲ 2,299	83,037	0	0	▲ 1,394	0	▲ 905	<p>●事業の背景・目的等 施設の経年劣化等により建築物の損壊及び設備に不良箇所等が多く見受けられるため、計画的な改修整備を実施する。</p> <p>●事業内容 事業実績による減 ・非常用発電設備更新等</p>	社会教育課 P30~31

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	増減	完了予定	変更理由
5 農林水産業費	3 水産業費	漁港海岸事業	35,000	50,000	15,000	R6.1.31	箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区） 護岸工事において、資機材の運搬路の検討及び関係者との調整に不測の日数を要した。 その後、令和5年3月に本工事の入札を実施したが不落となり、再度入札に付すには適正な 工期の確保が困難となったため。
合 計					15,000		

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,304,222	250,192	0	1,554,414	403,652	0	1,958,066	
減債基金	765,541	660,020	0	1,425,561	90,020	0	1,515,581	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,863	5	0	25,868	1	0	25,869
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	130,000	556,970
	老人ホーム事業施設整備基金	166,834	8	0	166,842	5	0	166,847
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	125,240	3	11,900	113,343	5	13,200	100,148
	沿岸漁業振興基金	51,152	18,078	18,077	51,153	18,149	14,469	54,833
	教育振興基金	8,004	1	1,000	7,005	2	0	7,007
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	0	2,173,400	0	293,084	1,880,316
	ふるさと応援基金	544,378	358,800	317,360	585,818	739,416	494,800	830,434
	過疎地域持続的発展特別事業基金	572,361	256,463	56,000	772,824	82,600	49,400	806,024
	本庁舎建設基金積立金	250,036	5	0	250,041	10	0	250,051
	学校施設整備基金積立金	300,095	50,033	0	350,128	10	0	350,138
	彦岐市森林環境譲与税基金	9,578	6,448	0	16,026	8,501	7,216	17,311
	企業版ふるさと納税基金	0	0	0	0	2,201	0	2,201
	小 計	5,968,734	689,844	404,337	6,254,241	850,901	1,002,169	6,102,973
計	8,038,497	1,600,056	404,337	9,234,216	1,344,573	1,002,169	9,576,620	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	130,717	3	45,000	85,720	5	36,798	48,927
	介護給付費準備基金	61,117	2	0	61,119	40,003	3,209	97,913
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	0	0	13,046	1,001	1,000	13,047
	計	204,880	5	45,000	159,885	41,009	41,007	159,887
合 計	8,243,377	1,600,061	449,337	9,394,101	1,385,582	1,043,176	9,736,507	

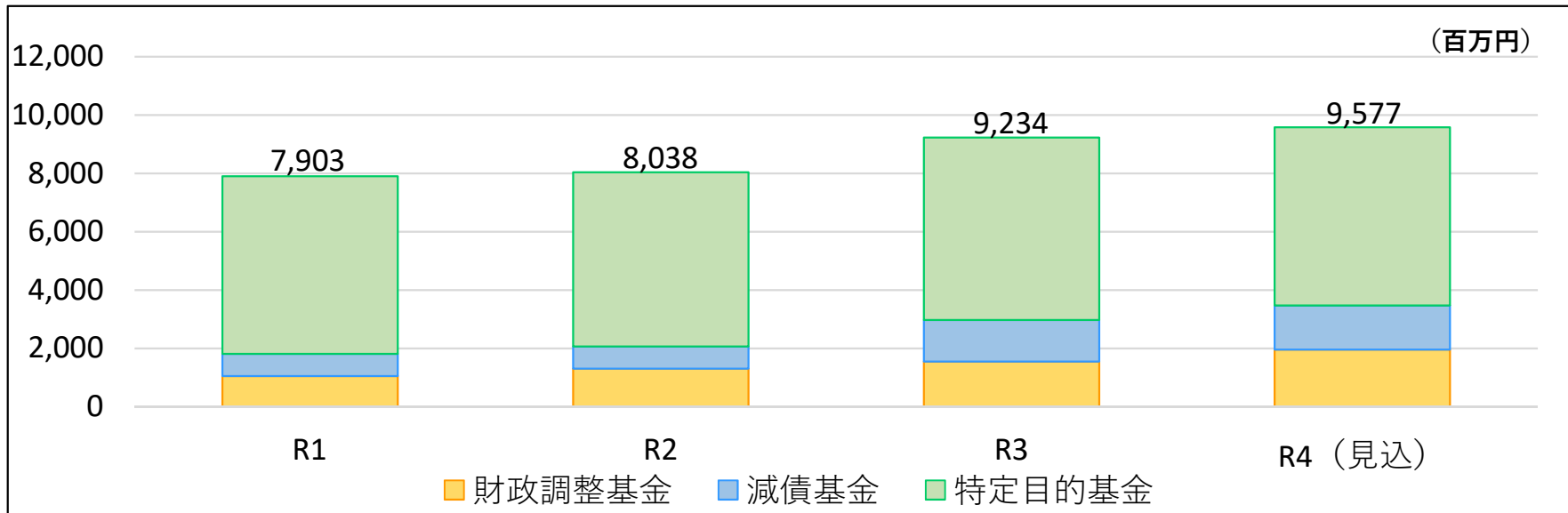
○定額運用基金

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	85	85	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	52,566	16,380	11,380	57,566	5,000	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	2,115	2,115	2,000	0	0	2,000
合 計	74,566	18,580	13,580	79,566	5,000	0	84,566

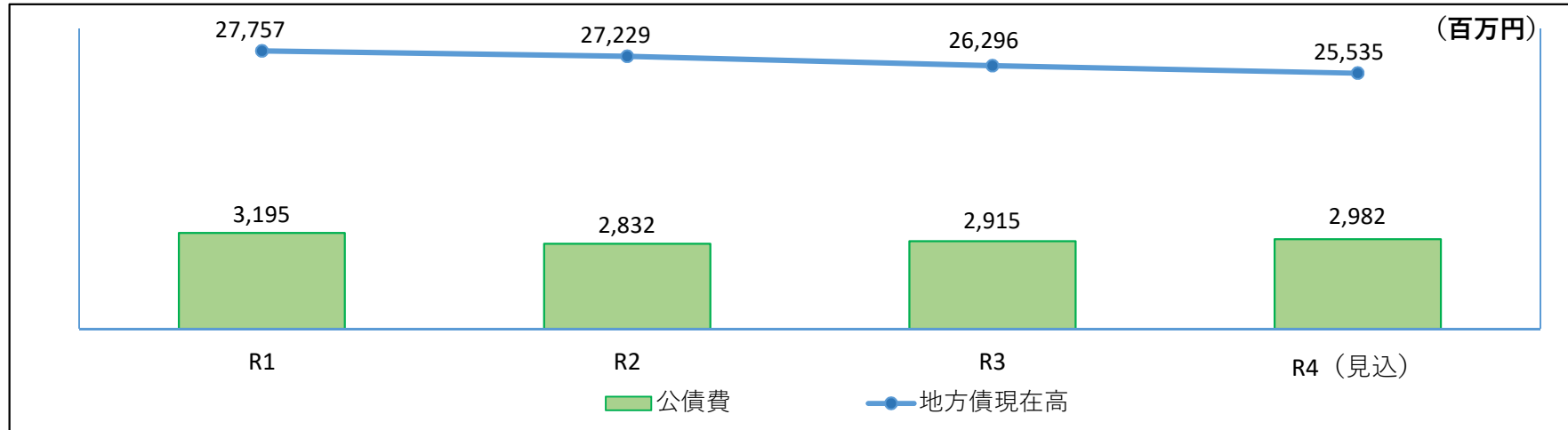
合計(積立基金+定額運用基金)	8,317,943	1,618,641	462,917	9,473,667	1,390,582	1,043,176	9,821,073
-----------------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------

【参考資料】

基金の状況（グラフ）



公債費及び地方債残高の状況（グラフ）



【参考資料】

令和4年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 345,225 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,001,075 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,119,563	804,993	800	39,732	44,200	229,838
	高齢者福祉事業	68,330	0	5,700	19,671	6,929	36,030
	児童福祉事業	9,256	130	1,752	2,000	867	4,507
	母子福祉事業	2,395	937	0	0	235	1,223
	生活保護扶助事業	744,481	557,306	0	31,732	25,071	130,372
	小計	1,944,025	1,363,366	8,252	93,135	77,302	401,970
社会保険	介護保険事業	557,885	43,212	0	14,508	80,672	419,493
	国民健康保険事業	275,682	147,749	0	168	20,607	107,158
	小計	833,567	190,961	0	14,676	101,279	526,651
保健衛生	高齢者医療事業	569,129	92,935	0	23,036	73,090	380,068
	疾病予防対策事業	133,676	4,817	2,600	66,906	9,573	49,780
	医療提供体制確保事業	520,678	0	0	0	83,981	436,697
	小計	1,223,483	97,752	2,600	89,942	166,644	866,545
合計	4,001,075	1,652,079	10,852	197,753	345,225	1,795,166	

令和5年度6月補正予算（案）概要

- | | |
|----------------|-----|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 6月補正予算の主要事業 | 2~5 |



高 岐 市

令和5年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		24,387,752	130,703	24,518,455	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,500,601	3,500,601	
		診療施設勘定	49,989	49,989	
		計	3,550,590	3,550,590	
	後期高齢者医療事業特別会計		393,978		393,978
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,701,787		3,701,787
		介護サービス事業勘定	33,639		33,639
		計	3,735,426		3,735,426
	下水道事業特別会計		383,501		383,501
	三島航路事業特別会計		124,268		124,268
	農業機械銀行特別会計		129,966		129,966
合計		8,317,729		8,317,729	
一般会計、特別会計の合計		32,705,481	130,703	32,836,184	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	748,970		748,970
	収益的支出	903,245		903,245
	資本的収入	309,148		309,148
	資本的支出	477,754		477,754

令和5年度6月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	企画費	6,746	4,400	11,146	0	0	0	4,400	0	<p>●事業の背景・目的等 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会所の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>●事業内容 一般財団法人自治総合センターにより採択された事業への補助金交付事業</p> <p>○一般コミュニティ助成事業 交付対象：自治公民館 2件（コミュニティ活動備品一式）</p>	政策企画課 P12~13
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	0	54	54	0	0	0	0	54	<p>●事業の背景・目的等 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の事業実績により、受入超過となった補助金（事務費分）の返納を行う。</p> <p>●事業内容 「令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」精算返納金（1世帯あたり10万円給付事業）</p>	市民福祉課 P12~13
	住民税非課税世帯等給付金（価格高騰緊急支援給付金）	0	322	322	0	0	0	0	322	<p>●事業の背景・目的等 令和4年度住民税非課税世帯等給付金（価格高騰緊急支援給付金）事業の事業実績により、受入超過となった補助金（事務費分）の返納を行う。</p> <p>●事業内容 「令和4年度住民税非課税世帯等給付金（価格高騰緊急支援給付金）」精算返納金（1世帯あたり5万円給付事業）</p>	市民福祉課 P12~13
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	社会福祉総務費	10,123	80	10,203	0	80	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 国民生活の基礎的事項を調査し、社会全体で利用される情報基盤として整備・活用することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。</p> <p>●事業内容 国民生活の状況を総合的に把握するため「国民生活基礎調査」を実施する。</p> <p><2023年国民生活基礎調査> ○調査期日：令和5年7月13日 ○調査対象：国において調査客体を抽出の上、通知予定</p>	市民福祉課 P12~13

令和5年度6月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	保育所等業務効率化推進事業	0	5,000	5,000	3,750	0	0	0	1,250	<p>●事業の背景・目的等 民間保育施設における業務ICT化により、保育業務の改善及び事故防止に努め、安全安心な保育の提供を図る。</p> <p>●事業内容 民間保育施設におけるシステム導入費用に対する補助</p> <p><保育対策総合支援事業補助金> ○補助対象：民間保育施設(5施設) ○補助対象事業費：1,250千円×5施設 ○負担割合：国3/5、市1/5、事業主体1/5 ○市事業費：1,000千円(1,250千円×4/5)×5施設</p>	いきいる子ども未来課 P12~13
3 民生費 3 生活保護費 1 生活保護総務費	生活保護総務費	16,893	515	17,408	257	0	0	0	258	<p>●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべての者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>●事業内容 令和5年10月の生活保護基準改定等へ対応するため、生活保護基幹システムの改修を行う。</p> <p>○長崎県市町村行政振興協議会へ対するシステム改修費負担金</p>	保護課 P12~13
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	34,635	107,767	142,402	107,767	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種について、国民への円滑な実施をするため、必要な接種体制を整備し、香岐医師会の協力のもと円滑なワクチン接種を実施する。</p> <p>●事業内容 令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種において、従来の接種(初回接種、小児・乳幼児接種)に加え、下記接種を実施する。</p> <p>①令和5年春季開始接種 実施期間：令和5年5月～8月 対象者：初回接種を終了した65歳以上の者及び5歳から64歳の基礎疾患を有する者等(11,000人)</p> <p>②令和5年秋季開始接種 実施期間：令和5年9月～12月 対象者：初回接種を終了した5歳以上の者(24,000人)</p>	健康増進課 P14~15

令和5年度6月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき水田農業生産強化支援事業	936	295	1,231	0	221	0	0	74	<p>●事業の背景・目的等 生産組織・集落営農組織等を対象に、米・麦・大豆の生産性向上やJAが行う推進活動などの取り組みに対して補助することで農業の振興を図る。</p> <p>●事業内容 <ながさき水田農業生産強化支援事業補助金> (機械設備導入に対する支援) ○補助対象：農事組合法人(1件) ○補助対象事業費：737千円 ○負担割合：県3/10、市1/10、実施主体6/10 ○市事業費 295千円(737千円×4/10)</p>	農林課 P14~15
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	0	262	262	0	262	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 集落営農の活性化を目的に、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取り組み、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえた総合的な支援を実施する。</p> <p>●事業内容 <集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金> (機械設備導入に対する支援) ○補助対象：農事組合法人(1件) ○補助対象事業費：524千円 ○負担割合：国1/2、実施主体1/2(市負担なし) ○市事業費 262千円(524千円×1/2)</p>	農林課 P14~15
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	商工施設管理費	3,889	2,548	6,437	0	0	0	0	2,548	<p>●事業の背景・目的等 市有施設の適切な管理運営及び有効活用を図るため、施設修繕による環境整備を実施する。</p> <p>●事業内容 企業誘致施設(旧勝本給食センター)トイレ排水管故障に伴う施設修繕一式</p>	商工振興課 P14~15
8 消防費 1 消防費 1 常備消防費	常備消防総務費(消防本部・署)	39,549	478	40,027	0	0	0	400	78	<p>●事業の背景・目的等 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会所の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>●事業内容 幼児期における火災予防教育を図るため、コミュニティ助成事業(地域防災組織育成)を活用し、幼年消防用鼓笛隊セット(瀬戸幼稚園幼年消防クラブ)を整備する。</p>	消防本部 P16~17

令和5年度6月補正予算の主要事業

■ 一般会計											(単位：千円)
款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団運営費	97,097	1,494	98,591	0	0	0	1,000 コミュニ ティ助成金	494	<p>●事業の背景・目的等 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会所の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>●事業内容 地域防災のリーダーである消防団の装備拡充を図るため、コミュニティ助成事業（地域防災組織育成）を活用し、団員用レインコートを年次的に整備する。</p>	消防本部 P16~17
8 消防費 1 消防費 5 災害対策費	災害対策費	3,404	2,000	5,404	0	0	0	2,000 コミュニ ティ助成金	0	<p>●事業の背景・目的等 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会所の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>●事業内容 一般財団法人自治総合センターにより採択された事業への補助金交付事業</p> <p>○地域防災組織育成 交付対象：自主防災組織 1件（防災資機材一式）</p>	危機管理課 P16~17
9 教育費 2 小学校費 1 学校管理費	小学校施設整備事業	21,970	3,834	25,804	0	0	2,800 防災基盤整 備事業	0	1,034	<p>●事業の背景・目的等 教育施設の適切な管理運営を図るため、施設改修を実施し、安全安心で良質な教育環境の整備に努める。</p> <p>●事業内容 盈科小学校特別教室棟屋外非常階段の腐食が著しいため、施設改修を実施する。</p> <p>○盈科小学校特別教室棟屋外非常階段改修 一式</p>	教育総務課 P16~17
9 教育費 5 社会教育費 1 社会教育総務費	文化振興費	2,089	440	2,529	0	0	0	0	440	<p>●事業の背景・目的等 世界的に不安定な情勢の中、戦争と平和についてあらためて考える機会を創出し、平和を通じた社会教育への取り組みへと繋げる。</p> <p>●事業内容 戦争を象徴する原爆と戦後の長崎を題材とした映画上映などにより、戦争の記憶を市民の心に留める一助とし、平和学習の機運を高める。</p> <p>○平和学習事業 映画上映「祈り～幻に長崎を思う刻（とき）～」</p>	社会教育課 P16~17

資料 4

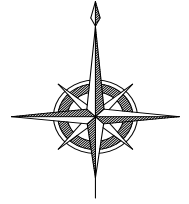
令和 5 年老岐市議会定例会 6 月会議 議案第 3 8 号関係資料

辺地対策事業位置図等

辺地対策事業関係資料

No.	事業名	辺地名	ページ	施設名
1	辺地対策事業位置図		1	
2	市道下ル町1号線(新川橋)橋梁補修事業	郷ノ浦	2	道路
3	市道前目1号線道路改良事業	渡良B	5	道路
4	市道中山線道路改良事業	初山A	7	道路
5	1級市道初山中央線道路改良事業	初山B	8	道路
6	市道大清水3号線(大清水橋)橋梁補修事業	布気	9	道路
7	1級市道深江筒城線道路改良事業	深江	12	道路
8	1級市道鶴亀中央線道路防災安全事業	深江	13	道路
9	市道青嶋線(青島大橋)橋梁補修事業	諸吉	14	道路
10	2級市道住吉長峰線道路防災安全事業	住吉	17	道路

市道下儿町1号線（新川橋）橋梁補修事業



凡 例	
過 年 度	■
当 該 年 度	■
次 年 度 以 降	■

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	33° 44' 50.50"	橋梁ID
				経度	129° 41' 27.40"	
新川橋 (フリガナ)シカワハシ	市道下ル町1号	沓崎市郷ノ浦町郷ノ浦				
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
長崎県沓崎市	2021.9.30	河川	有	一般道路	その他	

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入) 定期点検者 セントラルコンサルタント株式会社 鹿子嶋康博

定期点検時に記録				応急措置後に記録		
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日
上部構造	主桁	I				
	横桁	II	その他(剥離・鉄筋露出)	中間部		
	床版	III	その他(剥離・鉄筋露出)	上流側張出		
下部構造	II	その他(変形・欠損)	A1橋台			
支承部	I					
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分 I ~ IV)

定期点検時に記録	
(判定区分)	(所見等)
III	張出床版(上流側)に広範囲のうき、鉄筋露出が見られる。横桁に鉄筋露出が見られる。橋台(A1)に欠損が見られる。予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1941年	6.0	4.7
橋梁形式		
T桁、重力式橋台2基		



起点






終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>上部構造(床版) 上流側張出【判定区分: Ⅲ】</p> 	<p>上部構造(横桁) 中間部【判定区分: Ⅱ】</p> 
<p>下部構造 A1橋台【判定区分: Ⅱ】</p> 	<p>下部構造【判定区分: 】</p>

令和5年度 市道前目1号線道路改良事業

工事起点



工事終点

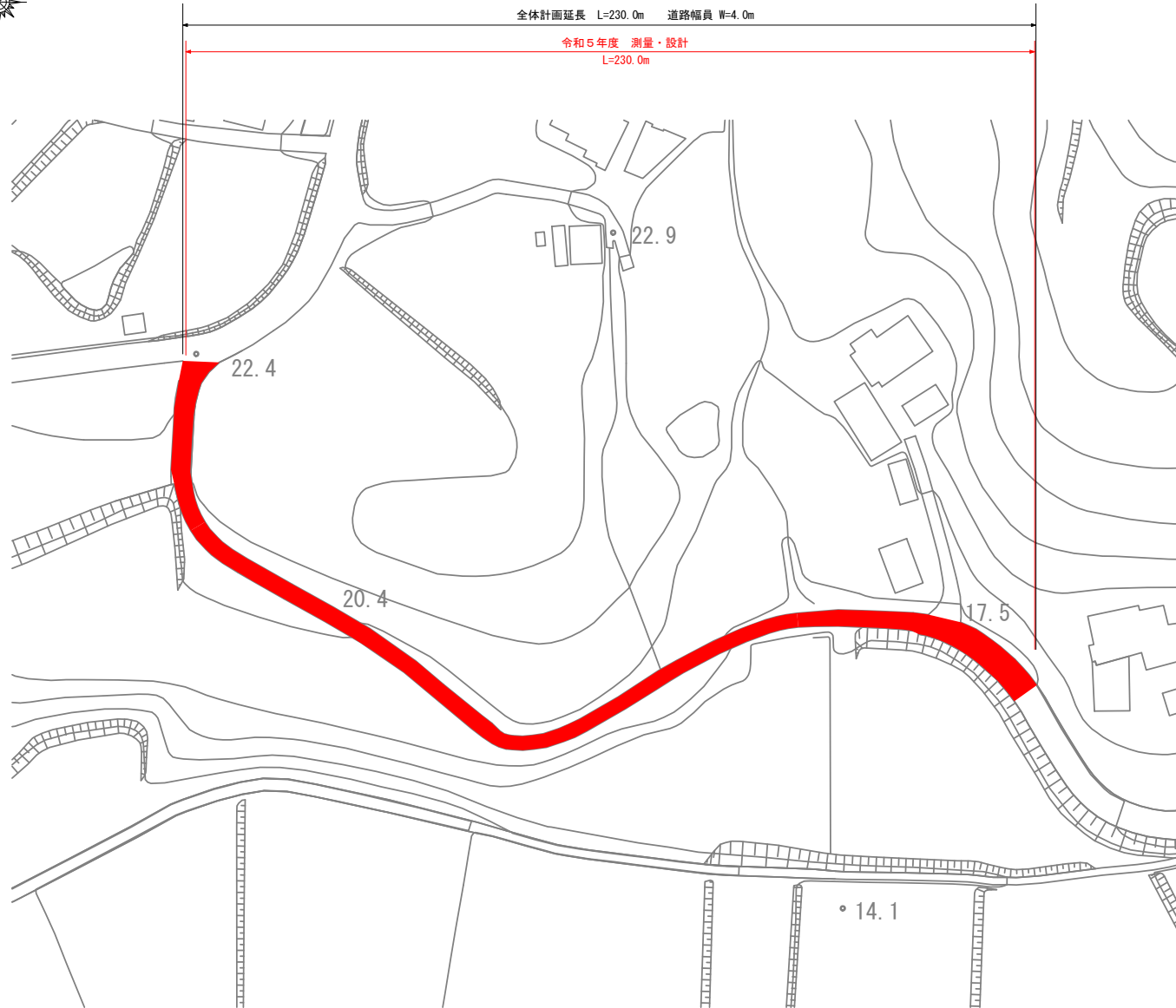


市道中山線 平面図




全体計画延長 L=230.0m 道路幅員 W=4.0m

令和5年度 測量・設計
L=230.0m



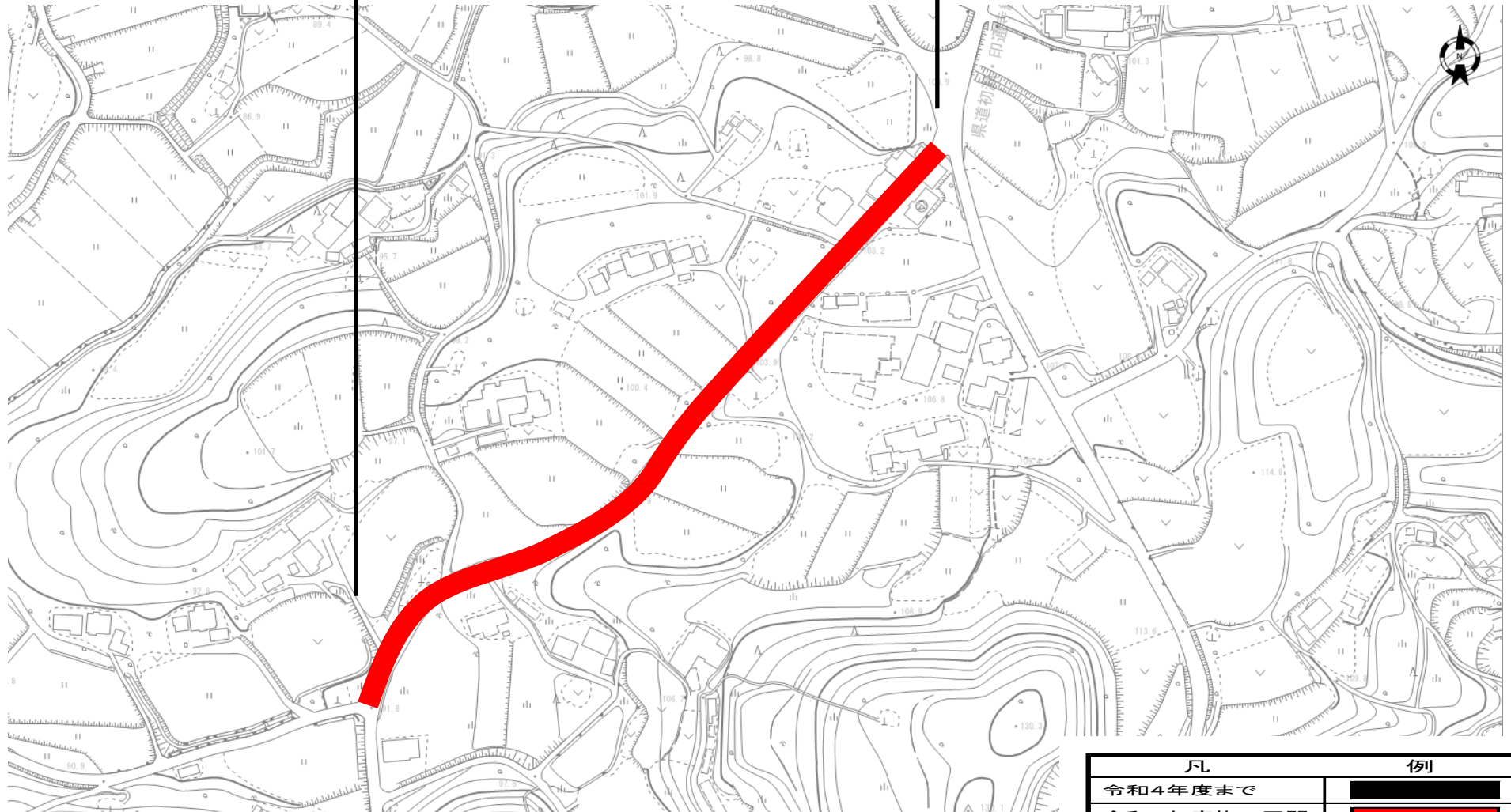
凡 例	
過年度	■
当該年度	■
次年度以降	■

年度	令和5年度
路線名	市道中山線
施工箇所	苓崎市 郷ノ浦町 坪触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	
 長崎県 苓崎市	

1級市道初山中央線道路改良事業

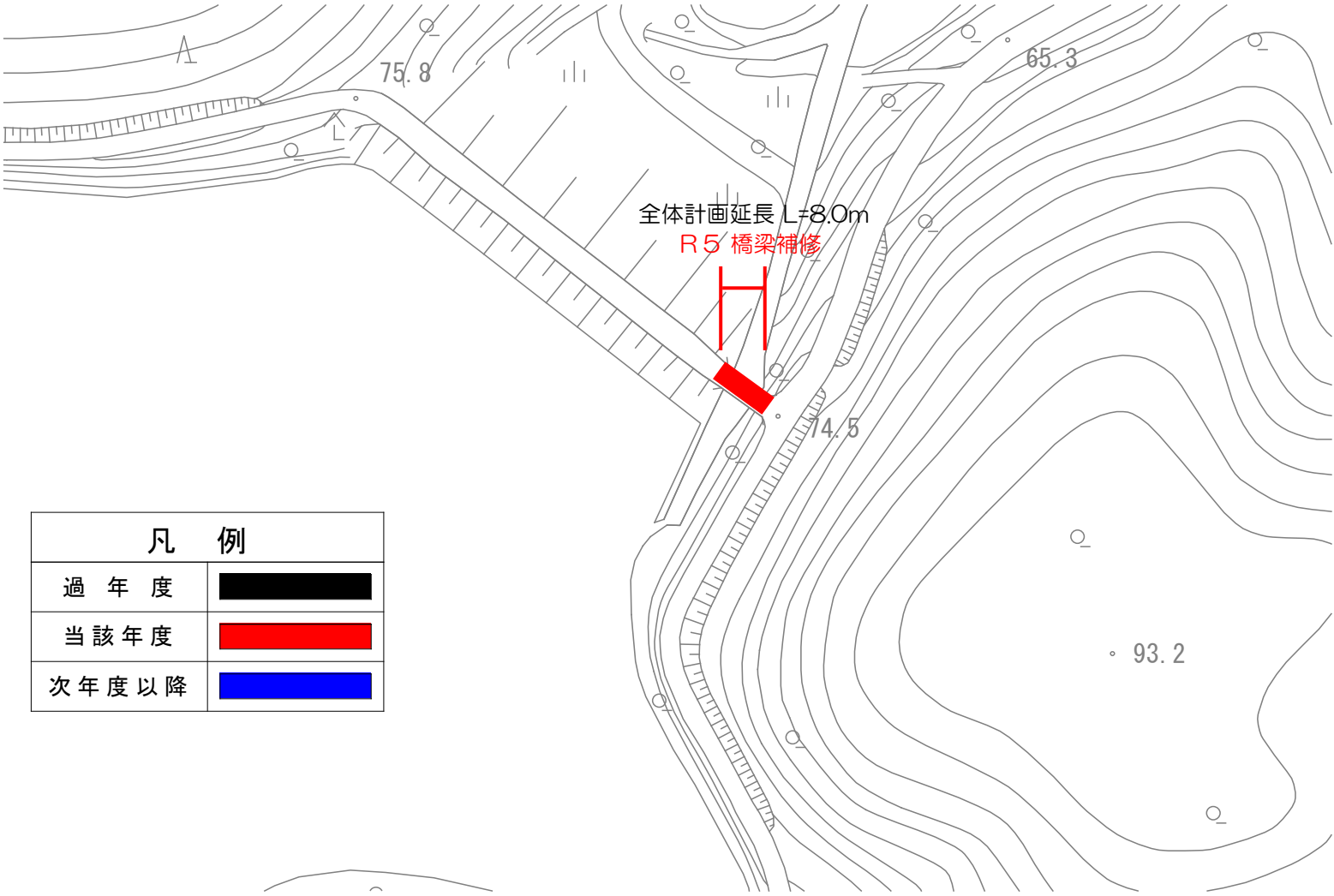
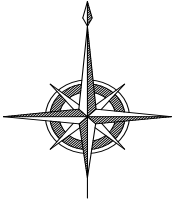
全体計画延長 L=400.0m W=6.0m

R5 測量 L=400.0m



凡	例
令和4年度まで	
令和5年度施工区間	
令和6年度以降	

市道大清水3号線（大清水橋）橋梁補修事業



凡 例	
過 年 度	■ (Black)
当 該 年 度	■ (Red)
次 年 度 以 降	■ (Blue)

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	33° 48' 38.60"	橋梁ID
				経度	129° 42' 40.40"	
大清水橋 (フリガナ)オオシズバシ		市道大清水3号		壱岐市勝本町百合畑触		
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
長崎県壱岐市	2021.9.25	開水路	有	一般道路	その他	

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

定期点検者

セントラルコンサルタント株式会社 鹿子嶋康博

定期点検時に記録

応急措置後に記録

部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日
上部構造	主桁	III	その他(剥離・鉄筋露出)	G2:A1側		
	横桁	I				
	床版	I				
下部構造	II	その他(剥離・鉄筋露出)	A2橋台			
支承部	I					
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

定期点検時に記録

(判定区分) (所見等)

III

主桁に広範囲のうき、一部鉄筋露出が見られる。耐荷力の低下が懸念され、早期に処置を講ずることが望ましい状態。

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1975年	8.0	4.0
橋梁形式		
T桁、重力式橋台2基		



起点

起点





終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真に記載のこと。

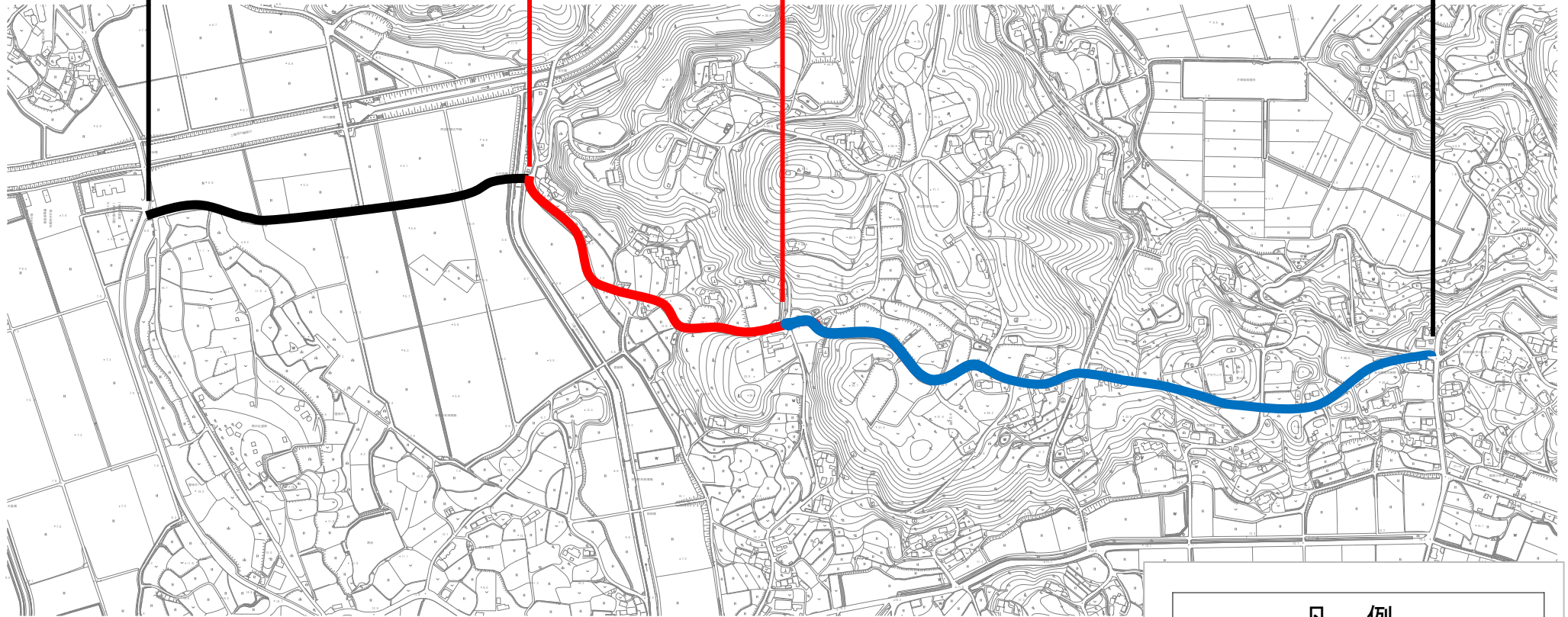
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>上部構造(主桁) G2:A1側【判定区分: Ⅲ】</p>	<p>下部構造 A2橋台【判定区分: Ⅱ】</p>
	
<p>【判定区分: 】</p>	<p>【判定区分: 】</p>

令和5年度 1級市道深江筒城線道路改良事業

全体計画延長 L=2,300.0m

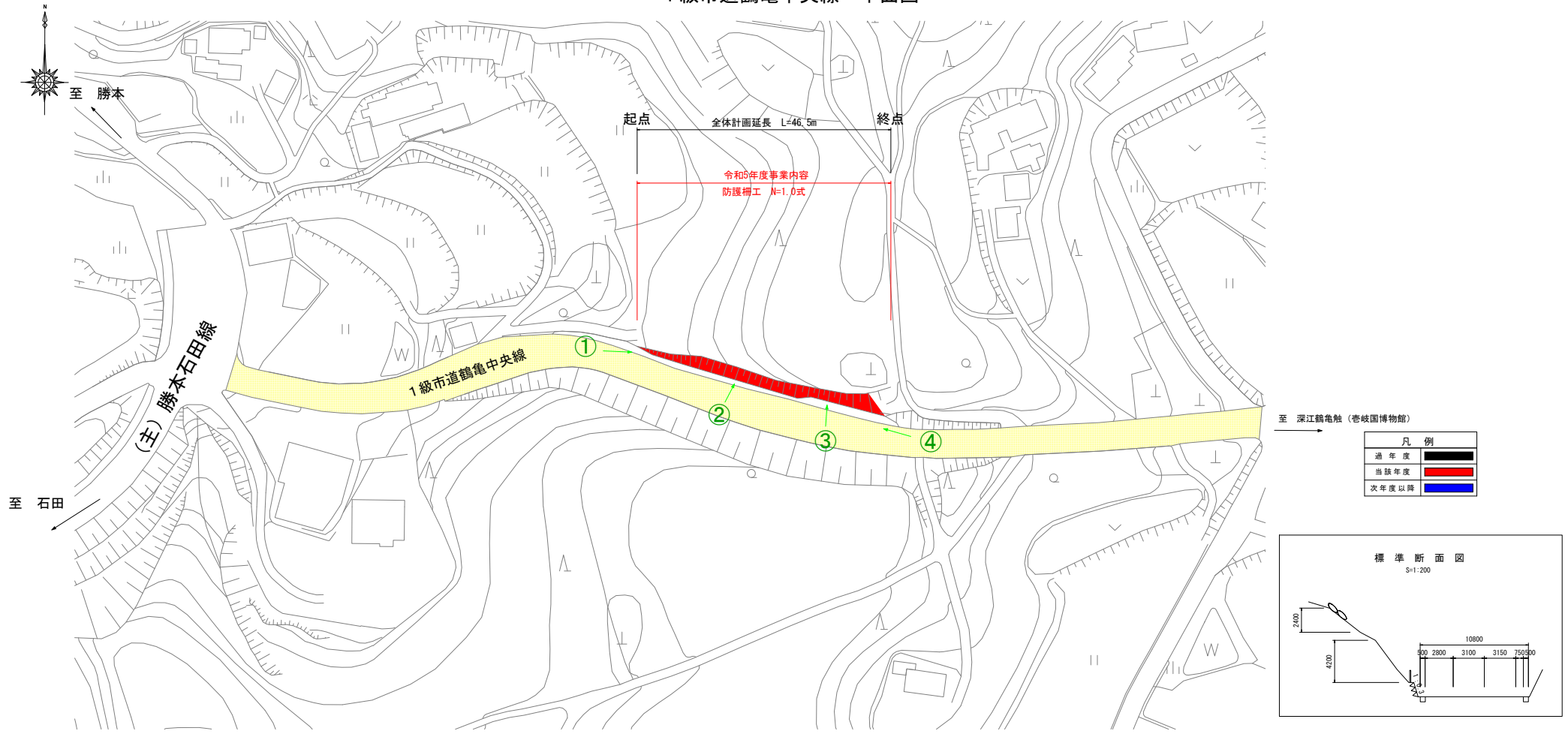
R5用地測量延長 L=500.0m



凡 例

令和4年度まで	■
令和5年度事業区間	■
令和6年度以降	■

1級市道鶴亀中央線 平面図



①



②



③

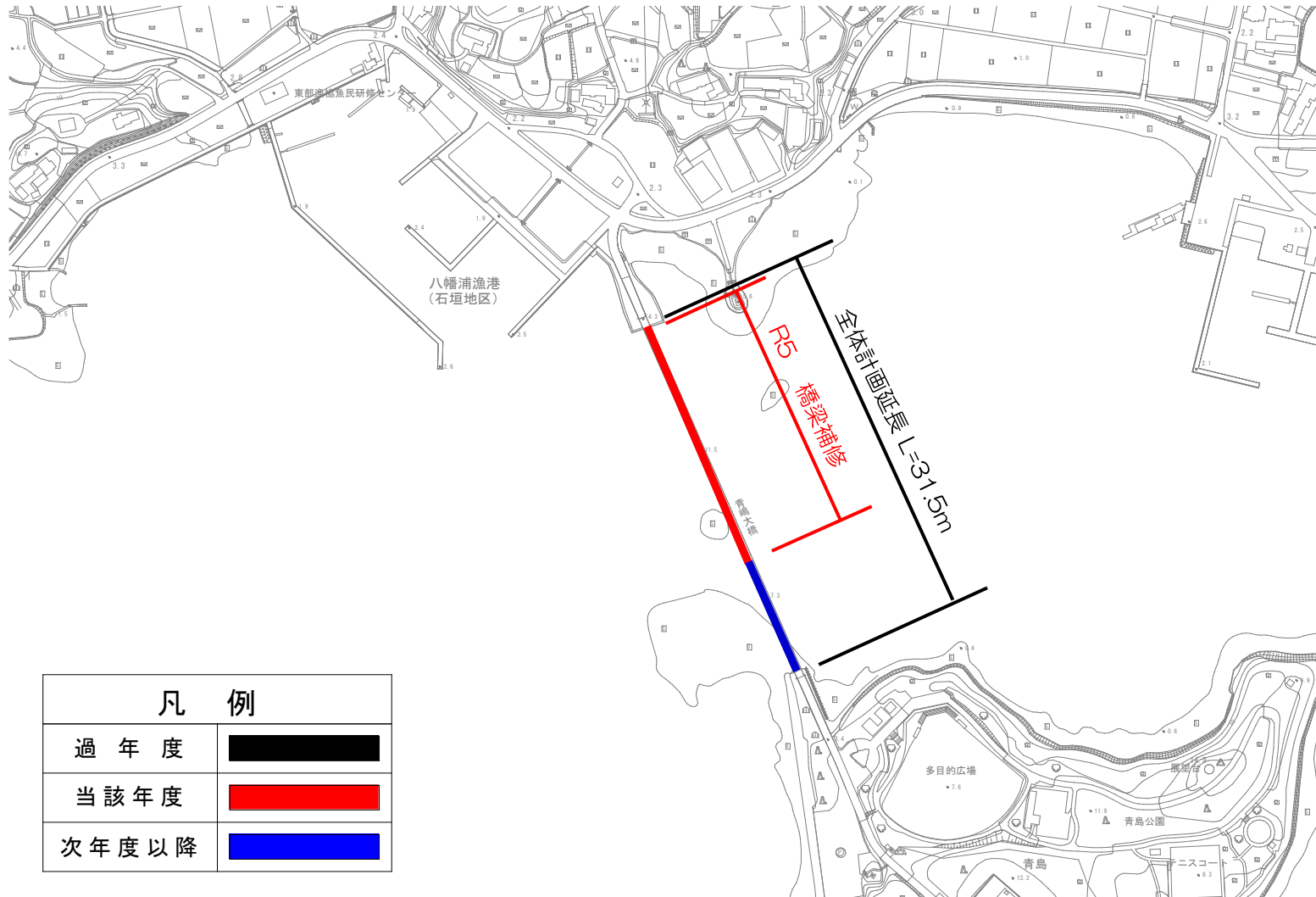
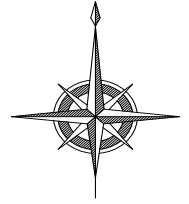


④



年度	令和5年度
路線名	1級市道 鶴亀中央線
施工箇所	苓崎市 芦辺町 深江栄触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	

市道青嶋線（青島大橋）橋梁補修事業



凡 例	
過年度	■
当該年度	■
次年度以降	■

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	33° 47' 03"	橋梁ID
				経度	129° 46' 29"	
青嶋大橋 (フリガナ)アオシマオオハシ	市道青嶋線	壱岐市芦辺町諸吉南触				
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
壱岐市	2021.8.2	海域	有	一般道	その他	

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

定期点検者

(株)新日本技術コンサルタント 宮田 恵太

定期点検時に記録

応急措置後に記録

部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日
上部構造	主桁	III	重度のひびわれ			
	横桁					
	床版	II	軽度のひびわれ			
下部構造	II	軽度のひびわれ				
支承部	II	軽度のひびわれ				
その他	I					

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

定期点検時に記録

(判定区分)	(所見等)
III	橋梁の一部に重度の損傷が確認されたため、対策が必要である。

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1982年	315m	5.5m
橋梁形式		
ポステンT桁		



※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

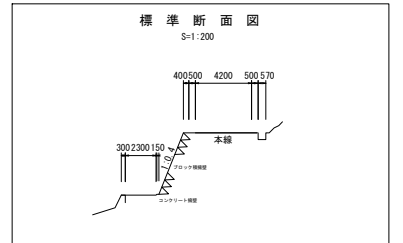
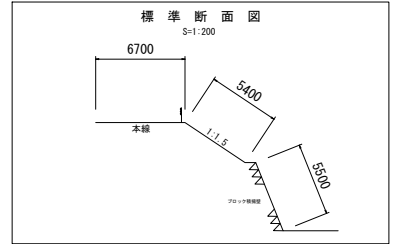
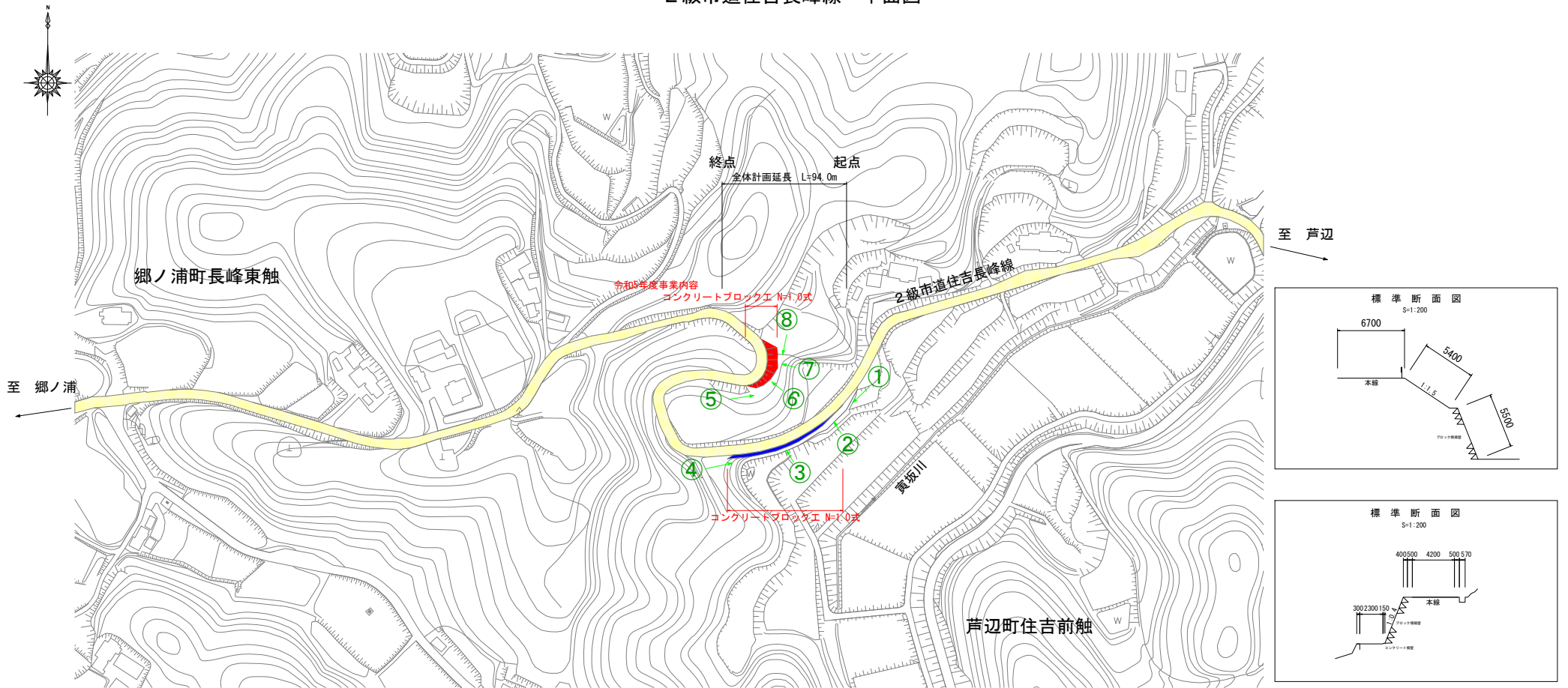
状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>上部構造(主桁)【判定区分: Ⅲ】</p>	<p>上部構造(主桁)【判定区分: Ⅱ】</p>
	
<p>支承部【判定区分: 】</p>	<p>下部構造【判定区分: Ⅱ】</p>
	

2級市道住吉長峰線 平面図



凡例	
過年度	黒
当該年度	赤
次年度以降	青

年度	令和5年度
路線名	2級市道 住吉長峰線
施工箇所	苓岐市 芦辺町 住吉前触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:2500
図面番号	
長崎県 苓岐市	